

別表六（二十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が令和3年改正前の措置法（以下「令和3年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第2項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「前事業年度又は前連結事業年度²²」の月数が6月に満たない場合（その月数が適用年度（令和3年旧措置法第42条の12の5第3項第4号に規定する適用年度をいいます。以下同じです。）の月数に満たない場合に限り）には、令和3年改正前の措置法令（以下「令和3年旧措置法令」といいます。）第27条の12の4の2第6項第2号イ（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度等（同号イの前事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除きます。）に係る同号イに規定する給与等支給額を「国内雇用者に対する給与等の支給額²³」の上段に外書として記載します。この場合において、
「
$$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(22)の前事業年度又は前連結事業年度の月数}} \times 24$$
」中
「(22)の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額²⁵」中「(23)」とあるのは「((23)+(23の外書))」として計算します。
- 3 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次によります。
 - (1) 適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等²⁶」の「前事業年度等^②」の月数とが同じ場合「26」から「30」までの「前一年事業年度等特定期間^③」の各欄は、記載しません。
 - (2) 「事業年度等又は連結事業年度等²⁶」の「前事業年度等^②」の月数が適用年度の月数に満たない場合「27」から「30」までの「前事業年度等^②」の各欄は、記載しません。
 - (3) 「事業年度等又は連結事業年度等²⁶」の「前事業年度等^②」の月数が適用年度の月数を超える場合「26」から「30」までの「前一年事業年度等特定期間^③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額³⁰」の「前事業年度等^②」には「同上のうち継続雇用者に係る金額²⁸」の「前事業年度等^②」の金額のうち令和3年旧措置法令第27条の12の4の2第13項第2号ロに規定する前事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。